

神労基発 0818 第 1 号

令和 2 年 8 月 1 8 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について

(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

平素から、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年(平成 31 年)に神奈川労働局管内で発生した全産業における休業 4 日以上の労働災害は 7,095 件となり、残念ながらその前年(平成 30 年)よりも 175 件増加しました。また、陸上貨物運送事業においては、荷主先での荷役作業中の労働災害などによって令和元年(平成 31 年)は 2 名の尊い命が失われたほか、休業 4 日以上の労働災害も 981 件発生しており、さらに、本年においても 7 月末現在、休業 4 日以上の労働災害は、昨年同期と比べて 40 件増加、陸上貨物運送事業に限ってみても 36 件増加となっており、労働災害の発生件数の減少がみられず、大変憂慮すべき状況となっております。

そのため、厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成 25 年 3 月)」を策定し労働災害防止対策に取り組んでいるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況や厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において取りまとめた「トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策」について、貴団体傘下会員に共有していただくとともに、これを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対して、荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の安全対策について周知、活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

基安発 0803 第 1 号
令和 2 年 8 月 3 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について
(トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進)

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）においては、陸上貨物運送事業における死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）の労働者 1000 人あたりの災害発生率（以下、「死傷年千人率」という。）を平成 29 年と比較して、令和 4 年までに 5 % 以上減少させることを目標としています。しかしながら、昨年の陸上貨物運送事業における死傷災害は 15,382 件となり、前年より 2.8% 減少したものの、平成 29 年との比較では 4.6% の増加となっています。また、昨年の死傷年千人率は 8.55（全業種平均 2.22）で、就業者数が多い主な業種の中でも突出して高い水準にあり、憂慮すべき状況が続いています。

陸上貨物運送事業における死亡災害については、事業者及び事業者団体の皆様の御尽力により着実に減少していますが、傷病を含めた労働災害全体では平成 21 年以降の増加傾向に歯止めがかかっておりません。13 次防の目標達成に向けても一層の取組が必要となっております。

新型コロナウイルス感染防止の影響により、宅配需要が急増する中、社会生活の維持に不可欠な業務に取り組まれているところですが、こうした状況下では、労働者が安心して安全に働けることがこれまで以上に重要であり、労働災害防止のための更なる取組が必要です。

死傷災害の発生要因としては、荷役作業時における労働災害が全体の約 7 割を占めています。荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約 4 割を占めています。

厚生労働省では、従来から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」を策定するなど労働災害防止対策に取り組んでいるところですが、今般、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、トラック荷台への昇降による転落災害を防ぐための安全対策について、別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれましても、現下の労働災害発生状況について貴団体傘下会員に共有していただくとともに、これを契機として、貴団体傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業に関わるトラックドライバー等に対して、荷台昇降時の災害を含めた荷役作業時の安全対策について周知、活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂

きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添)

リーフレット「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」

(参考)

- ・「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」
- ・「テールゲートリフターを安全に使用するために」

・厚生労働省ホームページ（安全衛生関係リーフレット一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_02.html

(別記)

以下略

荷役作業中の安全対策に ご協力を！



神奈川労働局
労働基準監督署

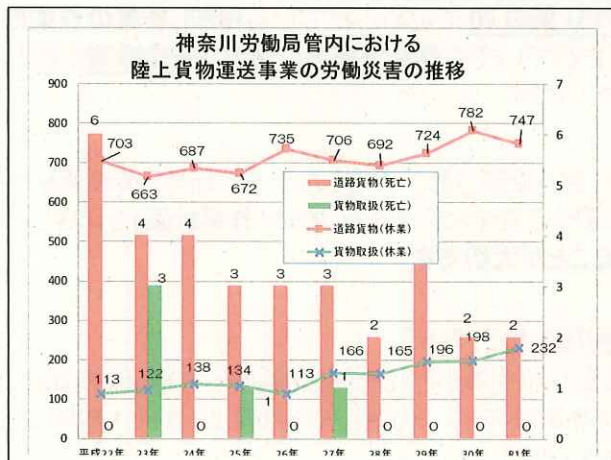
令和元年（平成31年）に神奈川労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害は、7,095件となっており、昨年よりも残念ながら175件増加しました。昨年も一昨年より369件増加しており、2年連続の大幅な増加になりました。陸上貨物運送事業においては、荷主先での荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）などによって2名の尊い命が失われたほか、休業4日以上の労働災害が981件発生し、昨年より1件減少しているものの、一昨年より56件（+6.1%）増加しました。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積み込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、特に、荷主企業（全業種）に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

災害統計等

（1）神奈川労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移

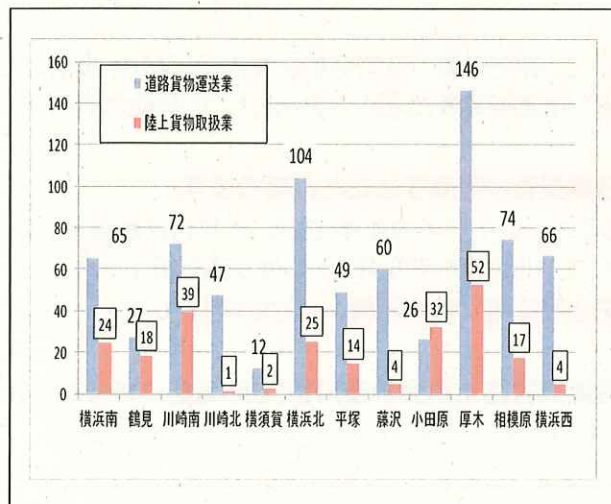


陸上貨物運送事業 都道府県別 労働災害発生状況		
道路貨物運送業 休業4日以上13,821人(うち死亡93人)		
1	大阪	1,177 (-39)
2	埼玉	1,042 (+12)
3	東京	937 (-12)
4	愛知	907 (+15)
5	神奈川	749 (-35)

陸上貨物取扱業 休業4日以上1,561人(うち死亡6人)		
1	神奈川	232 (+34)
2	千葉	192 (+2)
3	埼玉	169 (+48)
4	大阪	165 (-9)
5	愛知	149 (+17)

※（ ）内の数字は前年比

資料：令和元年発生労働者死傷病報告受理件数（死傷災害累計）



災害発生状況から

- 令和元年(平成31年)に神奈川労働局管内で発生した陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害981件は、全国ワースト5位となっています。
- 道路貨物運送業では、747件の労働災害が発生し全国ワースト5位となっています。
- 陸上貨物取扱業では、232件の労働災害が発生し全国ワースト1位となっています。
- 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所が発生しています。



(2)平成31年神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
1 月 17 時頃	陸上貨物運送事業 1 名～9 名	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	配送業務を終え、会社の駐車場から道路を横断して事務所に戻る途中に乗用車に激突されたもの。
4 月 0 時頃	陸上貨物運送事業 30 名～49 名	その他の 動力運搬機 激 突	ターレット式構内運搬自動車を運転してエレベーターに乗り込む際、エレベーターの扉が下がりきる前に乗り込もうと加速したが間に合わず、扉の下端に頭部が激突したものの。

事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか？

トラックの荷台に荷物を積み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っておりますが、労働安全衛生規則第 151 条の 4 で選任が義務付けられている車両系荷役運搬機械等の作業指揮者や同規則第 151 条の 70 で定められている積卸し作業の作業指揮者等が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても作業指揮者に必要な安全教育が行われていないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は同規則第 151 条の 3 に基づき安全な作業を行うため「作業計画」を作成し、作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

- 労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号(以下、「荷役ガイドライン」という。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

- 荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、事前に安全作業連絡書等により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めています。(「荷役ガイドライン」に安全作業連絡書(例)が示されています。)

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について (平成 4 年 12 月 11 日付け基発第 650 号)
- 積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について (昭和 60 年 3 月 13 日付け基発第 133 号)

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・

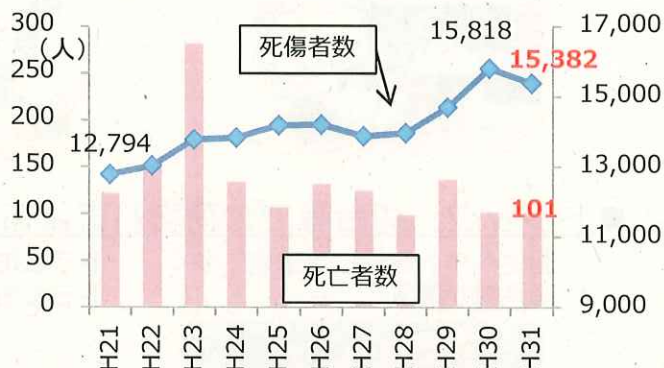
- 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。
※ 神奈川労働局管内では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話 045-472-1818)において実施される予定となっております。(詳しくは、当協会神奈川県支部のホームページ等をご覧ください。)

労働災害が増えています！ 荷物の積み降ろしを安全に

平成31年／令和元年の労働災害（陸運業）

- ◆ **死亡者数は101人。**
 - 平成29年比で36人（26.3%）減少。
- ◆ **死傷者数は15,382人。**
 - 平成29年比で676人（4.6%）増加。
- ◆ **災害発生率（千人率）は8.55**
 - 全産業平均2.22

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移

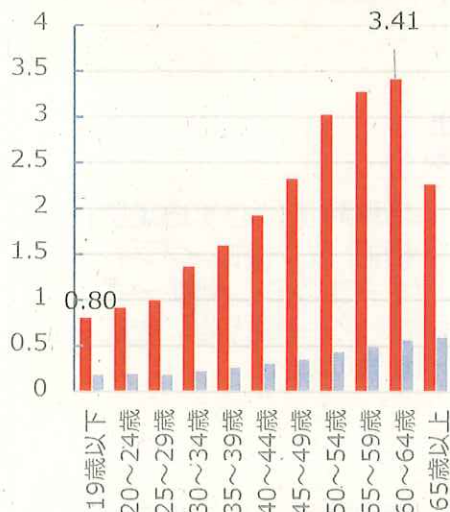


陸上貨物運送事業では、働く人1000人当たりの災害発生率（千人率）が、他の主要な産業と比べてかなり高い水準になっています。
キケンな作業をそのままにせず、従業員の命と健康を守るため、作業方法などの見直しに着手してください。

詳細は裏面

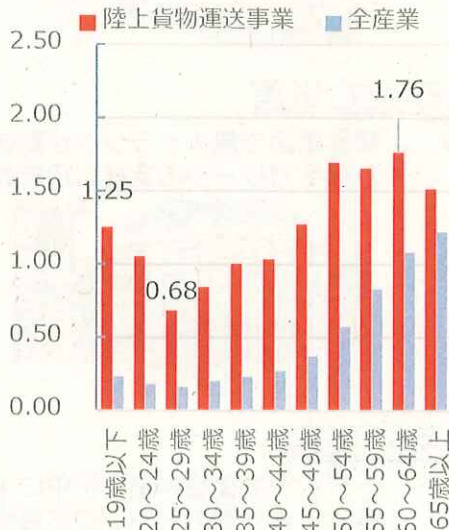
年齢が上がるほど 転落しやすいので注意

墜落・転落災害の年齢別
年千人率（2019年）



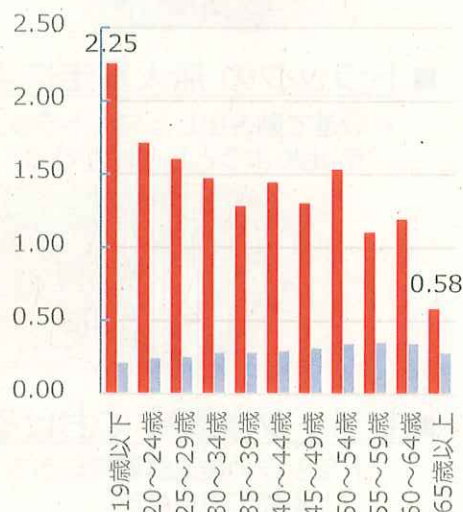
50代、60代に加え、 20代前後も転倒に注意

転倒災害の年齢別
年千人率（2019年）



腰痛は若年ほど多い 無理させていないか

動作の反動・無理な動作災害の
年齢別年千人率（2019年）



令和2年5月末現在の労働災害（陸運業）

○令和2年の死傷者数は、**前年同期比 2.0%増加** 13次防基準年の**平成29年同期比 4.3%増加**。

今年に入ってから前年比で増加しています



荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

■トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから
転落



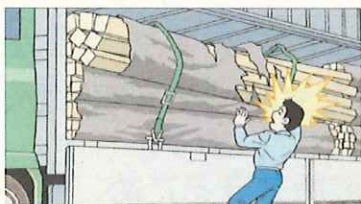
テールゲートリフターから
転落



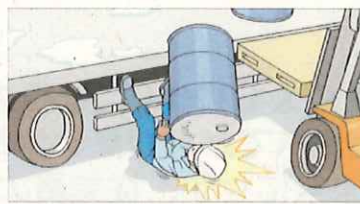
必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇
降設備を設けましょう

■トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

固定ベルトを外した途端に多く
の角材が落下



ドラム缶とともに転落。
ドラム缶が被災者に直撃



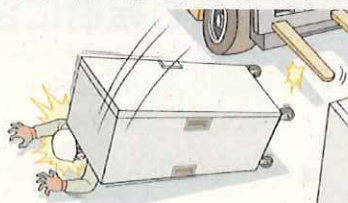
荷崩れしないよう、積み
付け時に、適切な固定・
固縛を行いましょう

■フォークリフト使用時における死亡災害

歩行者立入禁止エリアにいた被
災者がフォークリフトと接触



フォークリフトアップ（上昇）時の
安全不確認により被災者がコールド
ロールボックスパレットの下敷きに



フォークリフトのオペ
レーターやその周囲の作
業者は、定められたル
ールをしっかり守りましょ
う

■トラックの 無人暴走による 死亡災害

坂道で動き出した無人トラック
を止めようとして轢かれる



積雪路面で無人トラックが動き出
し住宅ガレージの支柱に挟まれる



降車時には必ず逸走防止
措置（パーキングブレー
キ→エンジン停止→ギア
ロック→輪止め）を実施
しましょう

■トラック後退時 における 死亡災害

トラックの後退誘導時にトラッ
クと電柱に挟まれる



トラックの荷役作業指示中に 後
退してきた別のトラックに接触



後退誘導のルールを定め
ましょう
トラックを後退させるの
は後方確認ができるとき
だけにしましょう

荷役作業を安全に行えるよう、床の凹凸をなくしたり、明るくしたり、
整理整頓を行うなどの基本的な対策も大切です

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインをご活用ください

